

9 社会福祉協議会関係

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
ふれあい福祉センター	社会福祉に関する各種の相談に応じるとともに、社会福祉に関する活動の場を提供し、市民の福祉の増進を図る。 社会福祉協議会事務局、ボランティアセンター、権利擁護センター、生活就労支援センター、ふれあい介護サービスセンター、老人クラブ連合会事務局を設置する。	長野市ふれあい福祉センターの設置及び管理に関する条例 H6. 3.30	会議室・ホール等利用できる人 1 市内において社会福祉に関する活動を行う団体又は個人 2 市内に居住する高齢者、障害者等
信州新町福祉センター	社会福祉に関する活動の場を提供し、市民の福祉の増進を図る。	長野市信州新町福祉センターの設置及び管理に関する条例 H21.12.28	会議室・ホール等利用できる人 1 市内において社会福祉に関する活動を行う団体又は個人 2 市内に居住する高齢者、障害者等
生活福祉資金貸付事業① 「総合支援資金」	失業等、日常生活全般に困難を抱えている世帯に対し、貸し付けと相談支援を行い自立を支援する。	生活福祉資金貸付要綱（県社協） H21.10. 1	次のいずれにも該当すること 1 原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受け、低所得者世帯であって収入の減少や失業によって生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている。 2 借入申込者の本人確認が可能であること。 3 現に住宅を有している、または住宅の確保が確実に見込まれること 4 支援を行うことにより自立した生活を営むことが見込まれ、償還が見込まれること 5 雇用保険等公的給付または公的貸付を受けていないこと 6 連帯保証人原則 1 名（要相談）
生活福祉資金貸付事業② 「福祉資金」 ア 福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用。	生活福祉資金貸付要綱（県社協） H21.10. 1	1 低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯であること 2 連帯保証人原則 1 名（要相談） 3 民生委員の意見書 4 状況により連帯借受人が必要

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
研修室、会議室、料理実習室、ホール 1 使用時間 午前 9 時～午後10時 2 休 館 日 毎月第 3 日曜日 年未年始	問い合わせ先 市社会福祉協議会総務課（指定管理者） (225-1234)	
会議室、集会室、料理実習室 1 使用時間 午前 9 時～午後 9 時 毎月の 2 日、12 日及び22 日にあつては、午前 9 時～午後 5 時までとする。 2 休 館 日 毎月第 3 日曜日 年未年始	問い合わせ先 信州新町福祉センター (262-3211)	
1 貸付限度額 生活支援費（生活再建までの必要な生活費）月額20万円（単身者は15万円）以内×原則は 3 ヲ月、12 月以内 住宅入居費（敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費40万円以内） 一時生活再建費（生活再建に必要な費用であつて、日常生活費で賄うことが困難な経費 60 万円以内） 2 貸付利率 0 %（連帯保証人を立てられない場合は1.5%） 3 償還期間 最終貸付の後、6 ヲ月以内の据置、返済期間10 年以内 債務の返済は対象外。 住宅手当が支給される場合には、生活支援費の貸付けにあつては、家賃相当額を含みません。	1 申請先 市社会福祉協議会 相談支援課（219-6881） みなみ出張所（214-9061） 2 必要書類 ① 本人確認書類の写し ② 住民票 ③ 生活困窮の状況が明らかになる書類等 ④ 連帯保証人の住民票・資力を明らかにする書類 ⑤ 求職活動等の自立に向けた計画書類等 3 貸付方法 口座振込	貸付利率は 0 %（連帯保証人を立てられない場合は1.5%）
1 生業を営むために必要な経費 460 万円以内 2 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費（技能を習得する期間が、6 月程度130 万円、1 年程度220 万円、2 年程度400 万円、3 年程度580 万円） 3 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 250 万円以内 4 福祉用具等の購入に必要な経費 170 万円以内 5 障害者用自動車の購入に必要な経費 250 万円以内 6 中国残留邦人にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費 513.6 万円	1 申請先 市社会福祉協議会 相談支援課（219-6881） みなみ出張所（214-9061） 2 必要書類 ① 本人確認書類の写し ② 住民票 ③ 収入関係書類 ④ 金融資産関係書類 ⑤ 連帯保証人の住民票・課税証明書 ⑥ 資金が必要となることを証明する書類等 3 貸付方法 口座振込	貸付利率は 0 %（連帯保証人を立てられない場合は1.5%）

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
イ 緊急小口資金			1 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯であること。 2 原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けること。
生活福祉資金③「教育支援資金」	低所得者世帯に属するものが高等学校、大学または高等専門学校に就学するのに必要な経費及び入学に際し必要な経費	生活福祉資金貸付要綱（県社協） H21.10. 1	1 低所得世帯であること 2 連帯借受人原則 1 名 3 民生委員の意見書 4 入学すること又は在学していることがわかる書類
生活福祉資金④「不動産担保型生活資金」	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付けるもの	生活福祉資金貸付要綱（県社協） H21.10. 1	次のいずれにも該当すること 1 単独所有の概ね1,000万円以上の資産価値の宅地に居住していること 2 利用権、抵当権等の担保権が設定されていないこと 3 世帯の構成員が65歳以上であること 4 高齢者世帯且つ市民税非課税程度の低所得者世帯であること 5 推定相続人を連帯保証人とする

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
7 負傷又は疾病の療養にかかる経費及びその療養期間中の生計を維持するための経費 170万円以内（1年を超えて1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円以内） 8 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するための経費 170万円以内（1年を超えて1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円以内） 9 災害を受けた時に必要となる経費 150万円以内 10 冠婚葬祭に必要な経費 50万円以内 11 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 50万円以内 12 就職、技能習得等の支度に必要な経費 50万円以内 13 その他日常生活上一時的に必要な経費 50万円以内		
緊急一時的に生計を維持することが困難になった場合に貸し付ける少額の費用 10万円以内		
高校月額3.5万円、高専・短大月額6.0万円大学月額6.5万円以内（特に必要と認める場合に限り、上記貸付限度額の1.5倍まで貸付可能） 入学支度金 50万円以内	1 申請先 市社会福祉協議会 相談支援課（219-6881） みなみ出張所（214-9061） 2 必要書類 ① 本人確認書類の写し ② 住民票 ③ 収入関係書類 ④ 金融資産関係書類 ⑤ 資金が必要となることを証明する書類等 3 貸付方法 口座振込	貸付利率は0％
貸付限度額 土地の評価額の概ね7割 貸付月額 30万円以内 交付単位 3か月ごと交付 償還 借受人の死亡等の後、一括償還	申込み手続きや提出書類については、市社会福祉協議会へおたずねください。 相談支援課（219-6881）	

名 称	目 的	準 抛 法	要 件
「要保護世帯向け 不動産担保型生活 資金」	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付けるもの		次のいずれにも該当すること 1 単独所有の概ね500万円以上の資産価値の不動産に居住していること 2 利用権、抵当権等の担保権が設定されていないこと 3 本制度を利用しなければ生活保護の受給を要する要保護世帯と保護の実施機関が認めた高齢者世帯
災害見舞金事業	交通または災害の事故による被災家族に対し、その福祉の増進を図るため、見舞金品を支給する。	市社協要綱 交通・災害による被災者弔慰金・見舞金支給に関する要綱 R2. 4. 1 (県共同募金会) 災害援護金配分要綱 H11. 4. 1 (日赤県支部) 災害被災者見舞規程 H18. 4. 1	1 市内に居住する者
交通・災害遺児見舞金支給事業	交通又は災害の事故による遺児等に対し、その福祉の増進を図る。	交通・災害遺児見舞金支給要綱 (県社協) H27. 4. 1	・見舞金 市内に居住する、満18歳に達した日以後の最初の3月31日までに交通又は災害の事故により、父又は母が死亡し、又は国民年金法による障害程度1級に相当する障害となった者（父が死亡した後に出生した子を含む。）。
地域たすけあい事業 ◎家事・生活・移動支援 ◎福祉移送	高齢者や障害者等が、日常生活で困った時に地域住民の参加により家事援助サービスなどを提供し、生活を支援する。 高齢・障害などで、日常の外出において単独では公共交通機関を利用することが困難な方の通院等を地域住民の参加による福祉移送サービスで支援する。	市社協要綱 地域たすけあい事業要綱 H20. 4. 1	市内に居住する高齢者及び障害者など、日常生活を営むのに支障のある方 市内に居住する介護認定者、身体障害者手帳所持者及び精神・知的障害者で、単独では公共交通機関の利用が困難な方。

給付内容		申請手続		備考	
貸付限度額	居住用不動産の評価額の概ね7割（集合住宅の場合は5割）	保護実施機関が書類を整え、市社協を經由して県社協へ申し込む。			
貸付月額	保護実施機関が定めた貸付基準額				
交付単位 償還	1か月ごと交付 借受人の死亡等の後、一括償還				
罹災者見舞				長野市社協、日赤長野県支部及び長野県共同募金会の三者合同による見舞金品の支給事業	
種別		社協	県共募		日赤県支部
全焼・全壊 （居宅対象） 半焼・半壊 床上浸水		1世帯 10,000円	1世帯 10,000円（※）		毛布1人1枚
事故死	災害死亡	1人10,000円	1人10,000円		1人10,000円
	上記以外	1人10,000円	—		—
※ 寄宿舍、下宿、病院等一家屋内に集団で生活している者が罹災したときは、一人について5,000円 ※ 申請先 市社会福祉協議会総務課（225-1234）					
遺児等1人につき150,000円		1 申請先 市社会福祉協議会総務課（225-1234） 2 必要書類 交通・災害遺児見舞金支給申請書			
1 利用時間 午前9時～午後5時（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除く） 2 利用料 ・ 家事援助サービス 600円など各地区の設定による（1回又は1時間以内） ・ 福祉移送サービス 800円（1回又は1時間以内） ※利用券は事前購入		1 問い合わせ先 市社会福祉協議会地域福祉課（227-3030） 2 必要書類 会員申込書			

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
ボランティアセンターの開設・運営事業	市民のボランティア活動に関する理解と関心を深め、ボランティアの振興、情報提供、連絡調整を行う。	市 ボ ランティアセンター運営要綱 S 52. 6. 29	1 ボランティアセンターの開設 市民へのボランティア活動の普及とボランティア活動拠点としてボランティアセンターを開設し、会場を提供 2 ボランティア情報の提供 3 ボランティア活動支援事業 ボランティア活動の相談・需給調整と養成研修。 4 ボランティアの振興事業 ボランティア活動事業への助成
地区ボランティアセンター助成金交付事業	地区ボランティア活動や支えあい活動の拠点となるボランティアセンターを設置しようとする地区住民自治協議会へ助成することにより地域のボランティア活動の促進を図る。	地区ボランティアセンター助成金交付要綱 (H23. 4. 1)	長野市地域福祉推進事業の地域福祉活動計画を作成し、地域福祉ワーカーが配置されている地区であること。
福祉のまちづくりを進めるための実践事業	地域福祉活動の振興のもとに地域福祉の向上を図る。	市社協要綱 福祉のまちづくりを進めるための実践事業助成金交付要綱 H24. 4. 1	1 地区が行う地域づくり、当事者組織づくり、地域実践活動に対し助成する。 2 申請者は、地区住民自治協議会

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
・場所 ふれあい福祉センター 1 階 ・使用時間 平日 8 : 30～20 : 00 土日 9 : 00～17 : 45 ふれあい福祉センター休館日及び平日の祝休日を除く ・使用者範囲 ボランティア活動を行う者 ・ボランティア情報紙かわらばんの発行 ・ホームページによる情報提供 https://www.csw-naganocity.or.jp/ ・L I N E 公式アカウントによる情報提供 QRコード  I D 検 索 @154yezic ・ボランティアの登録・斡旋・調整 ・地域づくり・ボランティア講座 ・ボランティアのつどい ・ボランティアグループが行う先駆的事业に対して予算の範囲内で助成	1 申請先（問い合わせ先） 市ボランティアセンター (227-3707)	使用にあたっては、市ボランティアセンターへの登録が必要となります。
30万円以内	申請先 市ボランティアセンター (227-3707)	地区ボランティア活動拠点整備事業及びボランティアの養成支援事業を対象事業とする。
1 交付額 予算の範囲内 2 交付方法 口座振込	1 申請先 市社会福祉協議会地域福祉課 (227-3030) 2 必要書類 (1) 福祉のまちづくりを進めるための実践事業補助金交付申請書 (2) 事業計画及び予算書	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
福祉総合相談事業	1 相談事業 「誰にも相談できない」「どこに相談したらよいかわからない」「一人では解決できない」このような住民の様々な相談に対し、専任の相談員が応じるとともに、専門機関等と連携をとりながら総合的に解決していける相談活動を行うことを目的とする。	総合相談事業実施要綱 H19. 4. 1	1 きぼう相談（本部・出張） ・住民が抱える悩み、心配ごと全てを対象とした一般相談を行う。 2 専門相談（法律） ・寄せられた相談の中で、法律及び成年後見的な見地から助言が必要なものについて、弁護士による専門相談を行う。 3 福祉総合相談 ・きぼう相談と連携して、解決困難な相談等について専門機関等と連携をとりながら総合的に解決していける相談活動を行う。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者・知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人の権利擁護に資することを目的として、自立した地域生活が出来るよう、福祉サービスの利用援助を行う。	日常生活自立支援事業実施要綱 H20. 4. 1	1 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分な者で、福祉サービスの利用手続及び利用料の支払い等を含む日常的な金銭管理について、本人が自分の判断で適切に行うことが困難であると認められる者。 2 本事業の契約に際して内容等認識し得る能力を有していると認められる者、また判断能力が不十分であっても後見人等との間で必要な契約を締結することができる者。
暮らしのあんしんサービス事業	日常生活において自らの財産管理や保全が困難な高齢者、障害者等に対し、住みなれた地域で安心して生活が送れるようにするため、契約に基づき日常的な金銭管理及び書類等の預かりサービスを行うことを目的とする。	暮らしのあんしんサービス事業実施規程 H13. 6. 1	1 長野市に居住する者で、次のいずれかの要件に該当し、本人が日常的な金銭管理及び財産保全を適切に行うことが困難であると認められる者。 ・歩行困難等により外出が困難な者 ・その他社協会長が必要と認める者 2 本事業の契約内容について援助の開始に必要な契約を締結できる者。

給付内容		申請手続	備考														
<table><tr><th>相談名称</th><th>場所・日時・電話</th></tr><tr><td>1 きぼう相談(本部)</td><td>場所：ふれあい福祉センター 2階きぼう相談室 日時：毎週火・金曜日（祝日・年末年始は休み） 9：00～16：00 電話：226-8200</td></tr><tr><td>きぼう相談(出張)</td><td>場所：篠ノ井地区ボランティアセンター相談室 日時：毎週月曜日（祝日・年末年始は休み） 9：00～16：00 電話：292-1151</td></tr><tr><td colspan="2">※電話・面接相談とも予約は不要。</td></tr><tr><td>2 専門相談 (法律相談)</td><td>場所：ふれあい福祉センター 2階きぼう相談室 日時：毎月第3金曜日（変更有） 13：00～15：00</td></tr><tr><td colspan="2">※あらかじめ予約が必要 電話：226-8200（毎週火・金曜日受付）</td></tr><tr><td>3 福祉総合相談</td><td>場所：ふれあい福祉センター 市社会福祉協議会 相談支援課福祉総合相談窓口 電話：219-6880</td></tr></table>		相談名称	場所・日時・電話	1 きぼう相談(本部)	場所：ふれあい福祉センター 2階きぼう相談室 日時：毎週火・金曜日（祝日・年末年始は休み） 9：00～16：00 電話：226-8200	きぼう相談(出張)	場所：篠ノ井地区ボランティアセンター相談室 日時：毎週月曜日（祝日・年末年始は休み） 9：00～16：00 電話：292-1151	※電話・面接相談とも予約は不要。		2 専門相談 (法律相談)	場所：ふれあい福祉センター 2階きぼう相談室 日時：毎月第3金曜日（変更有） 13：00～15：00	※あらかじめ予約が必要 電話：226-8200（毎週火・金曜日受付）		3 福祉総合相談	場所：ふれあい福祉センター 市社会福祉協議会 相談支援課福祉総合相談窓口 電話：219-6880		
相談名称	場所・日時・電話																
1 きぼう相談(本部)	場所：ふれあい福祉センター 2階きぼう相談室 日時：毎週火・金曜日（祝日・年末年始は休み） 9：00～16：00 電話：226-8200																
きぼう相談(出張)	場所：篠ノ井地区ボランティアセンター相談室 日時：毎週月曜日（祝日・年末年始は休み） 9：00～16：00 電話：292-1151																
※電話・面接相談とも予約は不要。																	
2 専門相談 (法律相談)	場所：ふれあい福祉センター 2階きぼう相談室 日時：毎月第3金曜日（変更有） 13：00～15：00																
※あらかじめ予約が必要 電話：226-8200（毎週火・金曜日受付）																	
3 福祉総合相談	場所：ふれあい福祉センター 市社会福祉協議会 相談支援課福祉総合相談窓口 電話：219-6880																
※いずれの相談も無料																	
<table><tr><td>1 福祉サービス利用援助</td><td>1 申請先 市社会福祉協議会</td></tr><tr><td>2 日常的金銭管理サービス</td><td>相談支援課 (225-0155)</td></tr><tr><td>3 書類等の預かりサービス</td><td>みなみ出張所 (214-9061)</td></tr><tr><td>・利用料 1時間あたり1,300円</td><td>2 必要書類</td></tr><tr><td>・交通費 1kmあたり30円</td><td>(1) 福祉サービス利用援助申込書</td></tr><tr><td>・預かり料 1月あたり300円</td><td></td></tr><tr><td>※生活保護世帯は全額免除</td><td></td></tr></table>		1 福祉サービス利用援助	1 申請先 市社会福祉協議会	2 日常的金銭管理サービス	相談支援課 (225-0155)	3 書類等の預かりサービス	みなみ出張所 (214-9061)	・利用料 1時間あたり1,300円	2 必要書類	・交通費 1kmあたり30円	(1) 福祉サービス利用援助申込書	・預かり料 1月あたり300円		※生活保護世帯は全額免除			
1 福祉サービス利用援助	1 申請先 市社会福祉協議会																
2 日常的金銭管理サービス	相談支援課 (225-0155)																
3 書類等の預かりサービス	みなみ出張所 (214-9061)																
・利用料 1時間あたり1,300円	2 必要書類																
・交通費 1kmあたり30円	(1) 福祉サービス利用援助申込書																
・預かり料 1月あたり300円																	
※生活保護世帯は全額免除																	
<table><tr><td>1 日常的金銭管理サービス</td><td>1 申請先 市社会福祉協議会</td></tr><tr><td>2 財産保全サービス</td><td>相談支援課 (225-0155)</td></tr><tr><td>・利用料 1時間あたり1,300円</td><td>みなみ出張所 (214-9061)</td></tr><tr><td>・交通費 1kmあたり30円</td><td>2 必要書類</td></tr><tr><td>・預かり料 1月あたり300円</td><td>(1) 暮らしのあんしんサービス事業利用申請書</td></tr><tr><td>※生活保護世帯は全額免除</td><td></td></tr></table>		1 日常的金銭管理サービス	1 申請先 市社会福祉協議会	2 財産保全サービス	相談支援課 (225-0155)	・利用料 1時間あたり1,300円	みなみ出張所 (214-9061)	・交通費 1kmあたり30円	2 必要書類	・預かり料 1月あたり300円	(1) 暮らしのあんしんサービス事業利用申請書	※生活保護世帯は全額免除					
1 日常的金銭管理サービス	1 申請先 市社会福祉協議会																
2 財産保全サービス	相談支援課 (225-0155)																
・利用料 1時間あたり1,300円	みなみ出張所 (214-9061)																
・交通費 1kmあたり30円	2 必要書類																
・預かり料 1月あたり300円	(1) 暮らしのあんしんサービス事業利用申請書																
※生活保護世帯は全額免除																	